



報道関係者 各位

平成30年6月13日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

課 長 小野寺 利公

安全専門官 刈部 秀一

(電話) 028-634-9117

労働災害撲滅を目指し「建設工事関係者連絡会議」を開催

～「全国安全週間準備期間」の取組～

栃木県内の建設業における労働災害は、昨年足場からの墜落により2人が同時に死亡するなど、依然として、高所などからの「墜落・転落」災害が全体の3分の1を占め、さらに、ひとたび災害が発生すると骨折などにより休業期間が1か月以上となる災害が6割以上を占める状況にあります。

そのため、栃木労働局（局長 白兼俊貴）では死亡災害の撲滅、労働災害の防止に向けた取組を強化するため、今年度を初年度とする**第13次労働災害防止計画**を展開している中、**全国安全週間（7月1日～7日）**に先立ち、「建設工事関係者連絡会議」を開催し、建設業における労働災害防止の強化を図ります。

日 時 : 平成30年6月14日（木）13:30～15:30

場 所 : 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室
(宇都宮市明保野町1-4)

議 題 : 建設業における労働災害の発生状況と再発防止対策
労働災害防止に向けた取組
発注者・施工者・行政関係者との連携 等

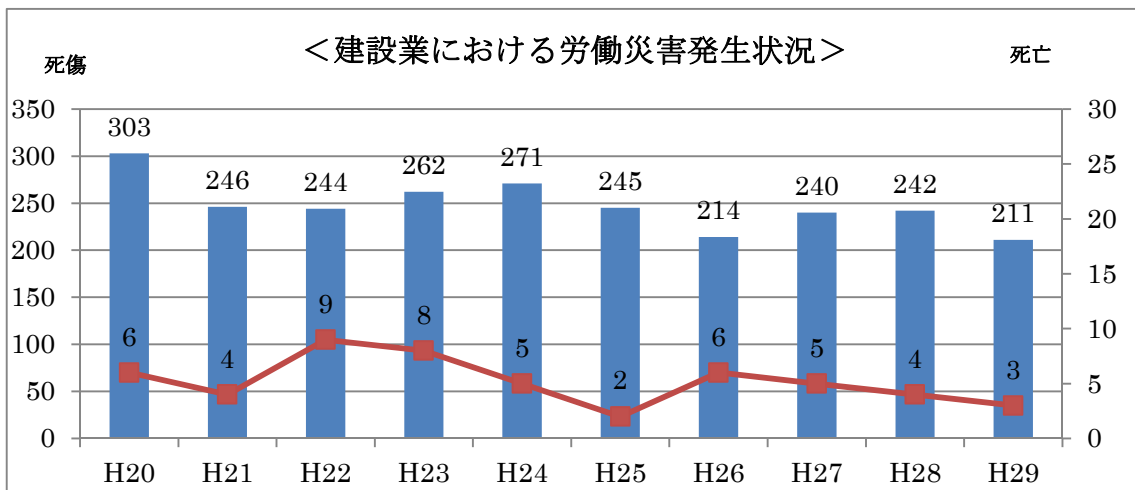
出席者 : 約30名

厚生労働省	栃木労働局	
国土交通省	宇都宮国道事務所	宇都宮宮繕事務所
栃木県	県土整備部	環境森林部
	農政部	企業局
公社・公団	栃木県道路公社	栃木県住宅供給公社
	とちぎ技術センター	
建設関係団体	建設業労働災害防止協会栃木県支部	

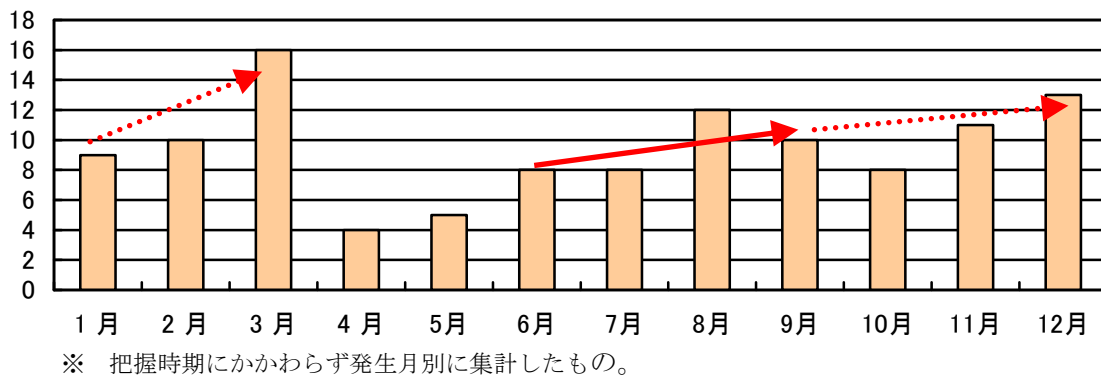
※ 当日の取材は、冒頭あいさつまででお願いします。

【参考】

- ① 平成29年の建設業の労働災害は3年ぶりに減少しましたが、毎年、高所からの「墜落・転落」災害などにより死亡災害が発生しています。例年7月から9月にかけて工事発注の増加に伴い災害が多発し、工期が終わる年明けから年度末にかけてピークとなる傾向にあります。
- ② 全国では、公共工事を含む全ての建設工事現場において発生した災害により、年間約400人（いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含む）もの尊い命が失われていることから、「**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律**（平成28年法律第111号）」が、平成29年3月16日に施行されました。
その基本となる方針及び施策について、平成29年6月9日に閣議決定がなされ、**国・都道府県・建設事業者等**が一丸となって取り組むこととしています。
- ③ 建設業における災害防止を図るためには、工事の安全衛生管理に関してこれまで以上に配慮された発注条件（請負金、工期等）が確保された上で、発注者・施工者・労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めて行く必要があります。



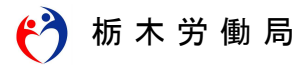
＜公共工事における月別労働災害発生状況（平成25年から平成29年までの累計）＞



【参考資料】「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要

(平成28年法律第111号)



栃木労働局

1 目的

国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事を含む全ての建設工事に従事する者(以下「建設工事従事者」という。)の安全及び健康の確保に関する施策について、国・都道府県・建設業者等が連携し総合的かつ計画的に推進することにより、建設業の健全な発展に資する。

2 基本理念

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、次により行われなければならない。

- ア 建設工事の請負契約における請負代金及び工期等の適正化
- イ 設計及び施工等の各段階における必要な措置の適切な実施
- ウ 建設業者・建設業者団体・建設工事従事者の意識を高めることによる安全で衛生的な作業の遂行
- エ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

3 関係機関等の責務

以下のとおり、2の基本理念を踏まえた各々の責務を有する。

国……………総合的な施策の策定及び実施

都道府県……………国との適切な役割分担及び各都道府県の実情を踏まえた必要な施策の策定及び実施

建設事業者等…事業活動における必要な措置及び国または都道府県が実施する施策への協力

4 基本的な方針及び施策

(1) 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- ア 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
- イ 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

(2) 請負契約における責任体制の明確化

(3) 建設工事現場における措置の統一的な実施

- ア 建設業者間の連携の促進
- イ 一人親方等に係る安全及び健康の確保並びに労働者災害補償保険の特別加入の促進

(4) 建設工事現場の安全性の点検等

- ア 建設業者等による工事現場に係る安全性の点検・分析・評価等自主的な取組の促進
- イ 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計の普及

- ウ 省力化・生産性向上にも配慮した工法や機材の開発及び普及促進
- エ 高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策等作業環境の改善

(5) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- ア 安全衛生教育の促進
- イ 意識啓発に係る自主的な取組の促進

5 施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

(1) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- ア 社会保険等の加入の徹底
- イ 建設キャリアアップシステムの活用推進
- ウ 「働き方改革」の推進

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

- ア 労働安全衛生法令及び関係ガイドラインの遵守徹底
- イ 墜落・転落災害の充実に向け、災害発生状況や関連施策の実績等に基づく調査及び検討並びに実効性のある対策の実施

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

- ア 「大会施設工事安全衛生協議会」に対する指導援助
- イ 日本の建設工事における高い安全性と信頼の次世代への継承

(4) 基本計画の推進体制

- ア 関係者における連携及び推進体制の強化
 - ① 建設工事従事者安全健康確保推進会議」の設置
 - ② 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」の設置
- イ 調査・研究の充実
 - ① 独)労働者健康福祉機構 労働安全衛生総合研究所の活動強化
 - ② 海外の研究機関等とのネットワークの活用

6 その他

- (1) 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上または税制上その他の措置を講じなければならない。
- (2) 施策について、基本計画の策定後2～3年で調査・検討を行い、必要に応じ速やかに変更する。

7 公布及び施行日等

- (1) 公布日
平成28年12月16日
- (2) 施行日
平成29年3月16日
- (3) 基本計画の策定
平成29年6月9日 閣議決定